

表

		第 号	
鉱業法第144条の規定による立入検査証			
職名及び氏名			
写 契印 真		年 月 日生	
		年 月 日発行 (1年間有効)	
		経済産業大臣 (経済産業局長) 印	

裏

鉱業法抜すい

第 144 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員にその事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶 (以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第 150 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

八 第144条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第144条第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者